

上 田 勉

原発事故は防げた 福島・津島訴訟 国・東電の責任認める 福島地裁郡山支部判決

「東京電力福島第 1 原発事故で帰還困難区域に指定された福島県浪江町津島地区の住民（約 1,400 人中）640 人が国と東電に対し、除染による原状回復と、ふるさとを奪われたことへの精神的慰謝料など計約 265 億円の支払いを求めた訴訟の判決が 30 日、福島地裁郡山支部（佐々木健二裁判長）でありました。佐々木裁判長は国と東電の責任を認め、総額計約 10 億円の支払いを命じました。一方、除染による原状回復請求は退けました。判決後、原告らは「ふるさとを取り戻す足場を築けた」と力を込めました。同種の集団訴訟は全国で約 30。国の責任を争った 17 件の一審判決で国の責任を認めたのは 9 件目になります。判決は、2002 年 7 月に国の機関が公表した、三陸沖から福島県沖を含む房総沖の海溝寄りの地震予測「長期評価」について「相当な信用性を有する知見」と認定。国に対し、長期評価をもとに津波の算出を東電に命じていれば、同年に福島第 1 原発の敷地高を超える津波が到来する危険性を予見できたと判断。06 年には福島第 1 原発が津波に対する脆弱（ぜいじゃく）性を国も認識できたとし、安全性確保のための規制権限を行使しなかったのは「著しく合理性を欠き、違法である」と断罪しました。国が津波対策を東電に命じていれば電源車の配備や水密扉設置などで「事故は回避できた」と認めました。

損害賠償では、避難を余儀なくされ、人と人の結びつきや豊かな自然から切り離され、日常生活で経験しない被ばくへの不安、長期間にわたる帰還困難区域の指定などからすれば、原告の慰謝料は東電から支払われた慰謝料額では不十分と指摘。一方、同地区全域の放射線量低下を求める訴えは「不適法」とし、放射線量低下の義務があることの確認を求める訴えとともに退けました。」（「しんぶん赤旗」2021 年 7 月 31 付）

原発事故裁判で初めて、裁判官が現地調査する 裁判官、現地の惨状を見て泣く

この裁判の特徴は、国と東電に責任と賠償を認めさせると同時に、「津島を返せ・ふるさとを返せ」という事故前の原状回復請求権を求めたことです。判決では、「現在の放射能の所有者は東電だけとは認定できない」という論理で、原状回復請求権は認められませんでした。しかし、この津島訴訟裁判では、原発事故裁判で初めて、裁判官が現地調査をしました。そして、津島地区の惨状を見て、裁判官が現地で泣きました。

【浪江津島訴訟の判決骨子】

- * 国と東電は原告 634 人に計約 10 億円を支払え
- * 長期評価は専門家の複数回の議論を経てまとめられ、相当な信用性を有する
- * 国が長期評価の示す地震による津波の算出を東電に命じていれば、原発敷地高を超える津波の危険性を予見できた
- * 国が規制権限を行使しなかったことは著しく合理性を欠き、違法
- * 津島地区に生活の本拠があった原告の慰謝料は東電が支払い済みの金額では不十分

* 全域の放射線量を下げる訴えは却下



【帰れない村 福島・旧津島村の10年】(画像から)



【判決結果を掲げる弁護団(郡山市麓山(はやま)公園)】(筆者撮影)

【怒り】「自宅療養」は嘘、「入院拒否」が正しい。「自宅療養」とは、入院して回復して自宅で療養することを言う。入院できなくて何で「自宅療養」なんだ！！